平成２５年（フ）第３７６号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―832号
破産者　和井内孝子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目20番地の25　ハイツヴァーレイ103、従前の住所仙台市宮城野区大梶８―３―305号
破産者　尾張　泰夫
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
仙台市若林区荒井字高屋敷５番地の２　ＣａｎｆｏｒｔａｂｌｅＭｏＭｏ201
破産者　及川　　海
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目７番地２
破産者　海老名重典
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
仙台市若林区若林２丁目８番１―302号
破産者　鈴木　幹夫
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市二番堰154番地１　若樹コーポ２―Ｄ号
破産者　柴田　純子
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町8340番地の２
破産者　大内　正子
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２４６号
愛知県江南市高屋町御日塚182番地
破産者　滝　ひろみ
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４２号
広島市東区中山上２丁目30番８―201号
破産者　上田　忠雄
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７５号
広島県東広島市安芸津町木谷404番地８
破産者　脇舎　幸雄
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３１号
福岡市城南区別府２丁目14番11号
破産者　古村　啓介
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁１丁目４番13―102号　長者原ハイツ
破産者　内川あさみ
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１７号
福岡市東区和白丘４丁目２番１―603号
破産者　岩本　金三
１　決定年月日　平成25年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０号
青森県八戸市大字根城字西ノ沢３番地
破産者　山本　鉄蔵
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５号
福島県郡山市富田町字向山21番地の１
破産者　安藤　英寿
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１１４９号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目16番５号
破産者　安部小百合
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６３号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町267番地41
破産者　森川　久男
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１５号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番３号
破産者　中沢　　健
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１６号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番３号
破産者　中沢　桂太
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
新潟県上越市春日山町３丁目22番18号　メゾンファミール102号、住民票上の住所新潟市西区ときめき西３丁目９番地１　ラ・カーサゆりのき202号
破産者　石田　隆滋
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部